

青森市総合都市交通対策協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、青森市総合都市交通対策協議会の設置、組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 青森市の交通諸問題を解決する各種政策を、総合的な視点に立ち検討するとともに、青森市総合都市交通体系整備計画で定めた各種施策の促進を図るため、青森市総合都市交通対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について審議し、提案する。

- (1) 青森市総合都市交通体系整備計画で定めた各種施策に関する事項
- (2) 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）に定める地域公共交通会議において協議することとされている事項
- (3) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）に定める地域公共交通網形成計画に関する事項
- (4) その他交通政策に関する事項

(組織)

第4条 協議会は、委員20名以内で組織し、別表に掲げる者により構成する。

- 2 前項に掲げる者のほか、協議会が必要と認められる者を委員として加えることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は市長が指名し、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、協議会の議事は、出席の委員の過半数の同意によってこれを決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 3 第3条第3号にかかる議事のうち、実施する事業を決定しようとするときは、関係する事業者から予め同意を得るものとする。
- 4 協議会の会議には、必要に応じて委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、都市整備部都市政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成17年10月11日から実施する。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成19年6月20日から実施する。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成24年7月18日から実施する。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成27年5月11日から実施する。

別表（第4条関係）

所属等
学識経験者
国土交通省東北地方整備局青森河川国道事務所調査第二課長
青森県企画政策部交通政策課長
青森県県土整備部道路課長
青森県県土整備部港湾空港課長
青森県県土整備部都市計画課長
国土交通省東北運輸局青森運輸支局首席運輸企画専門官
青森県警察本部交通部交通規制課長
青森県青森警察署交通官
青森県青森南警察署交通課長
公益社団法人青森県バス協会専務理事
東日本旅客鉄道株式会社青森支店長
青い森鉄道株式会社代表取締役社長
青森県企画政策部青い森鉄道対策室長
青森市企業局交通部長
青森県交通運輸産業労働組合協議会議長
青森商工会議所専務理事
青森市町会連合会長
青森市都市整備部長